

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月四日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第九号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部  
を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。